

平成25年6月14日

京都市右京区鳴滝音戸山1-7

株式会社らくらくクラブ代表取締役 高木将博 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
同代表者理事長 高嶋英弘（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

TEL 075-211-5920

FAX 075-251-1003

(担当) 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

照会書

冠省 平成25年5月9日、京都地方裁判所において、当方を債権者、貴社を債務者とする間接強制申立事件につき、決定がなされ（以下「本件決定」と言います。）同決定は確定しています。同決定においては、貴社が、消費者との間でらくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に返金する旨を内容とする意思表示を行ってはいけないこと、これに違反した場合は違反行為1回につき金10万円の支払いを命じること等が命じられています。

当 NPO 法人は、本件決定における遵守事項を貴社が遵守しているかを確認すべく、貴社に対し下記の照会事項につき照会を致します。本照会書に対して、本書到達後2週間以内に文書でご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は、公表することがあります。

草々

照会事項

- (1) 貴社が、平成25年5月10日以降、消費者との間で、らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の定数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ったか否か
- (2) ((1)に対して、行ったと回答する場合) 貴社が、平成25年5月10日以降に(1)の意思表示を行った件数は何件か
- (3) 貴社が(1)項記載の内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄したか否か
- (4) ((3)で破棄したと回答する場合) 貴社が(3)の契約書用紙を破棄した日時はいつか
- (5) ((3)で破棄したと回答する場合) 貴社が、現在、らくらく利用券取得加入申込契約を締結する際に、どのような契約書用紙を用いているか(写しを送付してください。)
- (6) 貴社が、従業員らに対し、(1)記載の意思表示を行うための事務を行わないこ

- とを指示したか。
- (7) ((6) で指示したと回答する場合) 貴社が (6) の指示をした日はいつか。
 - (8) 貴社が、従業員らに対し、(1) の意思表示が記載された契約書用紙を破棄すべきことを指示したか
 - (9) ((8) で指示したと回答する場合) 貴社が (8) の指示をした日はいつか。
 - (10) これまで、貴社が (1) 記載の意思表示を行った消費者に対して、收受した解約金を返還する意思があるか否か
 - (11) (10) であると回答する場合、解約した消費者につき、いつの時点の解約までさかのぼって解約金を返金するのか